

尾張旭市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した  
公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成27年6月30日

尾張旭市監査委員 杉 浦 雅 樹

尾張旭市監査委員 牧 野 一 吉

## 公の施設の指定管理者監査報告書

### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項に基づく監査（公の施設の指定管理者監査）

### 2 監査の対象

平成 25、26 年度の豊栄交通株式会社に対する指定管理料に係る出納、その他の事務及び当該団体に関する市の事務

### 3 監査の期間

平成 27 年 4 月 23 日から平成 27 年 5 月 29 日まで

### 4 監査の方法

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、協定等に基づき適切に行われているか等について実施した。

### 5 監査の結果

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務については、適正に執行されていると認められた。

### 6 要望事項

指定管理者制度の効率的、効果的な運用に資するため、次のとおり要望する。

市営バス「あさび一号」の事業を、委託契約による方法ではなく指定管理者制度により運用していることは、市と民間事業者がパートナーとして協働し、民間のノウハウを活用して市民サービス、市民福祉の向上に一定の成果を出しており、受委託では足りない部分のサービスを行うことができる点は評価できる。

障がい者の利用者が 10 パーセントを超える高い比率とのことであるが、このこと自体、市営バス事業の目的からも大変良いこと、誇れることだと思われる。

今後も、現場での乗務員の声を吸い上げ、指定管理者と市のコラボレーションによる市営バス事業の先駆けとして、本市が他の自治体の模範となるよう事業を展開されたい。